

議案第 7 2 号

大口町職員の定年等に関する条例の一部改正について

大口町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、所要の改正をするため必要があるからである。

大口町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

大口町職員の定年等に関する条例（昭和 58 年大口町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 定年制度（第 2 条―第 5 条）

第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制（第 6 条―第 11 条）

第 4 章 定年前再任用短時間勤務制（第 12 条）

第 5 章 雑則（第 13 条）

附則

第 1 章 総則

第 1 条中「昭和 25 年法律第 261 号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第 28 条の 2 第 1 項から第 3 項まで及び第 28 条の 3」を「第 22 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 22 条の 5 第 1 項、第 28 条の 2、第 28 条の 5、第 28 条の 6 第 1 項から第 3 項まで並びに第 28 条の 7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第 2 章 定年制度

第 3 条中「60 年」を「65 年」に改める。

第 4 条第 1 項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に改め、「認めるときは」の次に「、同条の規定にかかわらず」を加え、「その職員」を「当該職員」に改め、「当該職務に従事させるため引き続いて勤務させる」を「当該定年退職日において従事している職務に従事させるため引き続き勤務させる」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第 9 条第 1 項から第 4 項までの規定により異動期間（第 9 条第 1 項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第 6 条に規定する職をいう。以下この条及び第

3章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて町長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「生ずるとき」を「生ずること」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「補充することができないとき」を「補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「生ずるとき」を「生ずること」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存すると認めるときは、」を「あると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して」に、「その期限」を「当該期限」に、「その職員」を「当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続き勤務」を「引き続き勤務」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、大口町職員の給与に関する条例(昭和36年大口村条例第4号)第10条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年

とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項

において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任

等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

- 第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

- 第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

- 第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務

の職（当該職を占める職員の１週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の１週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢６０年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第５章 雑則

（委任）

第１３条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の２項を加える。

（定年に関する経過措置）

- ４ 令和５年４月１日から令和１３年３月３１日までの間における第３条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「６５年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和５年４月１日から令和７年 ３月３１日まで	６１年
令和７年４月１日から令和９年 ３月３１日まで	６２年
令和９年４月１日から令和１１ 年３月３１日まで	６３年
令和１１年４月１日から令和１ ３年３月３１日まで	６４年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

- ５ 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢６０年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提

供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。))を除く。))にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度))において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第9条の規定は公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、施行日(この条例の施行の日をいう。以下同じ。)前にこの条例による改正前の大口町職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)

第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。

以下この項において同じ。))が施行日以後に到来する職員(以下この項において

「旧条例勤務延長職員」という。))について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の大口町職員の定年等に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条第1に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条及び次条において「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は

前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）で

あつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）で

あつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地

方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年

法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6

第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（こ

の項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することを

いう。次項第5号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲

内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合におけ

る新条例定年をいう。附則第 8 条において同じ。)に達している者(新条例第 12 条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前 2 項の場合においては、前条第 3 項から第 5 項までの規定を準用する。

(令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める職及び年齢)

第 5 条 令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第 3 条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の条例で定める職及び年齢)

第 6 条 令和 3 年改正法附則第 4 条から第 7 条までの規定が適用される場合における令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和 3 年改正法附則第 4 条から第 7 条までの規定が適用される場合における令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する法第 22 条の 4 第 4 項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第7条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、この条第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第8条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することがで

きず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第 12 条又は第 13 条第 1 項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和 3 年改正法附則第 2 条第 3 項に規定する条例で定める年齢）

第 9 条 令和 3 年改正法附則第 2 条第 3 項に規定する条例で定める年齢は年齢 60 年とする。

（大口町職員の再任用に関する条例の廃止）

第 10 条 大口町職員の再任用に関する条例（平成 13 年大口町条例第 2 号）は、廃止する。

大口町職員の定年等に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<u>目次</u> <u>第1章 総則（第1条）</u> <u>第2章 定年制度（第2条―第5条）</u> <u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条―第11条）</u> <u>第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条）</u> <u>第5章 雑則（第13条）</u> <u>附則</u> <u>第1章 総則</u> （趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u> <u>第2章 定年制度</u> （定年） 第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。 （定年による退職の特例） 第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</u> <u>ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長し</u>	（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u> （定年） 第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。 （定年による退職の特例） 第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</u>

新	旧
<u>た職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて町長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u> (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験が必要とするものであるため、<u>当該職員</u>の退職により<u>生ずる欠員を容易に補充することができず</u>公務の運営に著しい支障が<u>生ずること</u>。 (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>当該職員</u>の退職による欠員を容易に<u>補充することができず</u>公務の運営に著しい支障が<u>生ずること</u>。 (3) 当該職務を担当する者の交替が<u>当該業務</u>の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、<u>当該職員</u>の退職により公務の運営に著しい支障が<u>生ずること</u>。 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。</u> 3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続き勤務</u>させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。	(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験が必要とするものであるため、<u>その職員</u>の退職により公務の運営に著しい支障が<u>生ずるとき</u>。 (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>その職員</u>の退職による欠員を容易に<u>補充することができないとき</u>。 (3) 当該職務を担当する者の交替が<u>その業務</u>の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、<u>その職員</u>の退職により公務の運営に著しい支障が<u>生ずるとき</u>。 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u> 3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続いて勤務</u>させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

新	旧
4 任命権者は、<u>第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。</u> <u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制</u> <u>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</u> 第6条 <u>法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、大口町職員の給与に関する条例(昭和36年大口村条例第4号)第10条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職とする。</u> <u>(管理監督職勤務上限年齢)</u> 第7条 <u>法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。</u> <u>(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)</u> 第8条 <u>任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</u> <u>(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする</u>	4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に<u>第1項の事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。</u>

新	旧
<u>する職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする。</u> <u>(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。</u> <u>(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。</u> <u>（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）</u> <u>第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。</u> <u>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他</u>	

新	旧
<u>の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u> (2) <u>当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u> (3) <u>当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u> 2 <u>任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u> 3 <u>任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属す</u>	

新	旧
<u>る職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。</u> <u>4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。</u> <u>（異動期間の延長等に係る職員の同意）</u> <u>第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。</u>	

新	旧
<u>(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)</u> <u>第 1 1 条 任命権者は、第 9 条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。</u> <u>第 4 章 定年前再任用短時間勤務制</u> <u>(定年前再任用短時間勤務職員の任用)</u> <u>第 1 2 条 任命権者は、年齢 6 0 年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢 6 0 年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢 6 0 年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。</u> <u>第 5 章 雑則</u> <u>(委任)</u> <u>第 1 3 条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。</u> 附 則 (施行期日)	附 則 (施行期日)

新	旧								
1 ～ 3 略 <u>(定年に関する経過措置)</u> 4 <u>令和5年4月1日から令和13年3月31</u> <u>日までの間における第3条の規定の適用につ</u> <u>いては、次の表の左欄に掲げる期間の区分に</u> <u>応じ、同項中「65年」とあるのはそれぞれ</u> <u>同表の右欄に掲げる字句とする。</u> <table border="1"> <tr> <td><u>令和5年4月1日か</u> <u>ら令和7年3月31</u> <u>日まで</u></td><td><u>61年</u></td></tr> <tr> <td><u>令和7年4月1日か</u> <u>ら令和9年3月31</u> <u>日まで</u></td><td><u>62年</u></td></tr> <tr> <td><u>令和9年4月1日か</u> <u>ら令和11年3月3</u> <u>1日まで</u></td><td><u>63年</u></td></tr> <tr> <td><u>令和11年4月1日</u> <u>から令和13年3月</u> <u>31日まで</u></td><td><u>64年</u></td></tr> </table> <u>(情報の提供及び勤務の意思の確認)</u> 5 <u>任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任</u> <u>用される職員その他の法律により任期を定め</u> <u>て任用される職員及び非常勤職員を除く。以</u> <u>下この項において同じ。）が年齢60年に達</u> <u>する日の属する年度の前年度（以下この項に</u> <u>おいて「情報の提供及び勤務の意思の確認を</u> <u>行うべき年度」という。）（情報の提供及び</u> <u>勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でな</u> <u>かった者で、当該情報の提供及び勤務の意思</u> <u>の確認を行うべき年度の末日後に採用された</u> <u>職員（異動等により情報の提供及び勤務の意</u> <u>思の確認を行うべき年度の末日を経過するこ</u> <u>ととなった職員（以下この項において「末日</u> <u>経過職員」という。）を除く。）にあって</u> <u>は、当該職員が採用された日から同日の属す</u> <u>る年度の末日までの期間、末日経過職員にあ</u> <u>っては、当該職員の異動等の日が属する年度</u>	<u>令和5年4月1日か</u> <u>ら令和7年3月31</u> <u>日まで</u>	<u>61年</u>	<u>令和7年4月1日か</u> <u>ら令和9年3月31</u> <u>日まで</u>	<u>62年</u>	<u>令和9年4月1日か</u> <u>ら令和11年3月3</u> <u>1日まで</u>	<u>63年</u>	<u>令和11年4月1日</u> <u>から令和13年3月</u> <u>31日まで</u>	<u>64年</u>	1 ～ 3 略
<u>令和5年4月1日か</u> <u>ら令和7年3月31</u> <u>日まで</u>	<u>61年</u>								
<u>令和7年4月1日か</u> <u>ら令和9年3月31</u> <u>日まで</u>	<u>62年</u>								
<u>令和9年4月1日か</u> <u>ら令和11年3月3</u> <u>1日まで</u>	<u>63年</u>								
<u>令和11年4月1日</u> <u>から令和13年3月</u> <u>31日まで</u>	<u>64年</u>								

新	旧
<u>（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢 6 0 年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</u>	

改 正 要 旨

1 改正の趣旨

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、所要の改正をするため必要があるからです。

2 改正の概要

第3条	職員の定年を「65歳（現行60歳）」とします。
第4条	特別な事情がある場合には、定年退職日以後1年間まで引き続き勤務させることができます。ただし、役職定年を延長した職員で、定年退職日に管理職であるものは、役職定年後の勤務延長は最長3年までとします。 また、勤務延長させた職員に係る特別な事情がなくなったときには、その期限を繰り上げます。
第6条	管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の対象となる管理監督職を、管理職手当の支給を受ける職とします。
第7条	役職定年の年齢を「60歳」とします。
第8条	他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準を規定します。
第9条	役職定年による降任等をすべき職員について、特別な事情がある場合に、役職定年を1年延長し、管理監督職として引き続き勤務させることができます。（特例任用） 特定任用により役職定年を延長する場合を除き、特定管理監督職群（相互に関連する職務に属する管理職）に属する職員について、特別な事情がある場合には役職定年を延

	長し、当該職群内で引き続き管理監督職として勤務させることができます。 これら延長は、１年を超えない期間ごとに延長することができます、最長３年まで延長することができます。
第１０条	特例任用を延長する場合は、あらかじめ本人から同意を得なければなりません。
第１１条	特例任用期間中に延長事由が消滅した場合は、期間途中であっても他の職に降任等するものとします。
第１２条	６０歳以降の退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、定年前再任用短時間勤務職員として採用することができます。
制定附則 第４項	令和５年度から令和１２年度までの間における定年について、経過措置を定めます。
制定附則 第５項	職員が６０歳に達する日の属する年度の前年度において、当該職員に対し、６０歳以降の任用及び給与等に関する「情報提供」をするとともに、「勤務の意思を確認」するよう努めます。
改正附則 第２条	旧条例により勤務延長している職員に対して、新条例の施行日以後にも相当する事由がある場合、１年以内の期限で勤務延長することができます。ただし、旧条例による勤務延長の開始から通算して３年を超えることはできません。 また、勤務延長している職員について、昇任、降任等はありません。
改正附則 第３条（常勤）	定年が６５歳になるまでの間、定年に達した日以後に退職した者で６５歳に達する年度の末日までにあるもの等

第4条（短時間）	を、従前の勤務実績や規則で定める情報に基づく選考により、現行の再任用制度と同様に1年以内の任期で採用することができます（暫定再任用職員）。 任期は、勤務実績が良好である場合に、本人の同意を得ることで65歳に達する年度末まで1年ずつ更新することができます。
改正附則 第5条（常勤） 第6条（短時間）	暫定再任用職員の昇任、降任等の特例として条例で定める職及び年齢を規定します。
改正附則 第7条	短時間勤務の暫定再任用職員が定年退職相当日に達するまでの間における昇任、降任等の特例とする職を規定します。
改正附則 第8条	定年前再任用短時間勤務職員が常勤職員であった場合に適用される定年年齢に達した後に、定年前再任用職員とすることはできません。
改正附則 第9条	事前の情報提供及び勤務意思確認を行う対象として基準とする年齢を60歳とします。

3 施行期日

令和5年4月1日から施行します。ただし、附則第9条の規定は公布の日から施行します。